



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………(税務課) ……7
- 大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………(保険医療課) ……9
- 税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例……………(収納対策室) ……10
- 大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例……………(保険医療課) ……11
- 大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例……………(介護保険課) ……11

訓令

- 大和高田市職員採用規程等の一部を改正する訓令……………(市立病院総務課) ……12
- 大和高田市土地及び家屋台帳管理システム導入業務委託事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令……………(税務課) ……14

告示

- 大和高田市高等技能訓練促進費等事業実施要綱の一部を改正する告示…(児童福祉課) ……14
- 大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示() ……17
- 大和高田市業者選定等審査会要綱及び大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示……………(市立病院総務課) ……19
- 大和高田市風しん予防接種費用助成要綱……………(健康増進課) ……19
- 大和高田市高齢者共同住宅建設事業計画の事前公開及び協議に関する要綱……………(介護保険課) ……21
- 大和高田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る補助事業実施要綱の一部を改正する告示……………(社会福祉課) ……27
- 9月市議会定例会の招集……………(財政課) ……27
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課) ……27
- 公示送達……………(収納対策室) ……28
- 大和高田市高齢者インフルエンザ予防接種実施要綱……………(健康増進課) ……28
- 公示送達……………(収納対策室) ……29
- 引取りのない自転車等の処分……………(生活安全課) ……29
- 公示送達……………(収納対策室) ……30
- 公示送達……………() ……30
- 公共工事発注の見通しの公表……………(契約監理室) ……30
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課) ……35

公告

- 葛5幹南陽町地内管渠工事(9)に関する条件付き一般競争入札公告…(契約監理室) ……36
- 高5枝曾大根1丁目地内管渠工事(6)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……38
- 高5枝東中2丁目地内管渠工事(5)・給配水管移設工事(G05)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……41
- 高6枝東三倉堂町地内管渠工事(7)・給配水管移設工事(G07)に関

する条件付き一般競争入札公告	(契約監理室)	43
○高6枝旭南町地内管渠工事(59)・給配水管移設工事(G59)に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	46
○市有地売却に関する一般競争入札	(財産管理課)	48
○公売公告兼見積価額公告	(収納対策室)	52
○公売公告兼見積価額公告	(〃)	54
○配水管布設替工事及び消火栓新設工事(昭和町第1工区)に関する条件付き一般競争入札公告	(契約監理室)	56
○配水管布設替工事(吉井第3工区)に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	58
○配水管布設替工事(高砂町他)及び消火栓新設工事(高砂町)に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	60
教育委員会		
○教育委員会10月定例委員会の招集	(教育総務課)	62
○教育委員会10月臨時委員会の招集	(〃)	63
○大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示	(〃)	63
選挙管理委員会		
○議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等	(選挙管理委員会)	63
○選挙管理委員会の招集	(〃)	64
監査委員事務局		
○平成24年度出資団体の監査結果	(監査委員事務局)	64
農業委員会		
○農業委員会10月定例委員会の招集	(農業委員会)	66

公布された条例のあらまし

◇大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法の一部改正に伴う所要の改正を行うとともに、督促手数料の徴収及び寄附金税額控除の対象となる寄附金の拡充について、規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 督促状を発した場合、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収することとします。

(2) <寄附金税額控除>

① 寄附金税額控除の対象となる寄附金を拡充します。

- ・ 本市に主たる事務所又は事業所を有する公益社団法人、公益財団法人等に対する寄附金で一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定する寄附金
- ・ 本市に主たる事務所又は事業所を有する特定公益増進法人に対する寄附金
- ・ 本市に主たる事務所又は事業所を有する認定特定非営利活動法人に対する寄附金
- ・ 奈良県知事又は奈良県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う特定公益信託の信託財産とするために支出したもの

② 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人市民税について、平成26年度から平成50年度までに限り、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、当該所得税の限界税率に復興特別所得税率(100分の2.1)を乗じて得た率を加算することとします。

(3) 延滞金の利率を引き下げます。

	現行		→	改正後		
	本則	※1 特例		本則	※1 特例	H26年中 の割合
延滞金	14.6%	なし		14.6%	特例基準割合 +7.3%	※2 9.3%
納期限後 1か月以内	7.3%	4.3% 特例基準割合		7.3%	特例基準割合 +1.0%	※2 3.0%

法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の割合は、特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、当該年の特例基準割合とすることとします。

※1 特例の割合が本則の割合を超える場合は、本則の割合とします。

※2 特例基準割合を、財務大臣が告示する割合(国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の年平均)が直近(H23.10~H24.9)で1.0%のため、1.0%+1%=2.0%として算出しています。

特例基準割合の定義

現行	改正後
各年の前年の11月30日を経過するときにおける商業手形の基準割引率に、年4%の割合を加算した割合	各年の前々年10月から前年9月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均の割合に、年1%の割合を加算した割合

(4) <住宅借入金等特別税額控除>

① 対象期限を居住が平成26年1月1日から平成29年12月31日まで4年間延長し、所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で市民税から控除することとします。

② 住宅を取得等して平成26年4月1日から平成29年12月31日までの間に居住し、かつ、その住宅の取得等に係る費用の額に含まれる消費税が新税率で課されるべき消費税額である場合は、控除限度額を所得税の課税総所得金額等の合計額の7%に相当する金額とします。

③ 東日本大震災により所有していた自己の居住用家屋が滅失等して居住できなくなった者が住

宅の再取得等をして平成26年4月1日から平成29年12月31日までの間に居住した場合の控除限度額を所得税の課税総所得金額等の合計額の7%に相当する金額とします。

	現行	改正後	
居住年月日	～平成25年12月31日	平成26年1月1日 ～平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～平成29年12月31日
個人住民税 控除限度額	所得税の課税総所得 金額等の5% (最高9.75万円)	所得税の課税総所得金 額等の5% (最高9.75万円)	所得税の課税総所得金額等 の7% (最高13.65万円)

(5) 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例について、その所有する居住用家屋が東日本大震災により滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人(当該家屋に居住していた者に限ります。)が当該家屋の敷地を譲渡した場合には、当該相続人は、当該被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができることとします。

(6) その他所要の規定の整備を行います。

3 施行期日

平成26年1月1日
平成26年4月1日
平成27年1月1日

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法の一部改正により、東日本大震災被災者への負担軽減を図るための税制上の追加措置が講じられたことに伴い、国民健康保険税の課税の特例を定める規定について所要の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 見出しの改正

附則第15項見出し中「延長」の次に「等」を加えます。

(2) 地方税法の引用条項整備

附則第15項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第4項及び第5項」に改めます。

(3) 租税特別措置法の引用条項整備

附則第15項中「第36条」を「第35条第1項」に改めます。

3 施行期日

平成26年1月1日

◇税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法の一部改正により平成26年1月1日以後、延滞金等の利率が引き下げられることに伴い、本市税外収入金に係る延滞金の利率について引下げを行うことに併せて、督促手数料及び延滞金について所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 督促手数料について、やむを得ない理由があると認められる場合については徴しない例外規定を設けます。

(2) 延滞金の端数計算について次のように改めます。

- ① 延滞金の計算において、延滞金の計算の基礎となる未納の税外収入金に1,000円未満の端数があるとき、又はその税外収入金の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- ② 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- (3) 国税の見直しに合わせ、税外収入金に係る延滞金の割合を次のとおり見直します。

(附則第3項関係)

現行		改正後		
	本則		※1 特例	H26年中 の割合
延滞金	10.95%	延滞金	14.6%	※2 特例基準割合 +7.3% 9.3%
		納期限後 1か月以内	7.3%	※2 特例基準割合 +1.0% 3.0%

※1 特例の割合が本則の割合を超える場合は、本則の割合とします。

※2 特例基準割合を、財務大臣が告示する割合(国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の年平均)が直近(H23.10~H24.9)で1.0%のため、1.0%+1%=2.0%として算出しています。

<特例基準割合の定義>

各年の前々年10月から前年9月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均の割合に、年1%の割合を加算した割合

3 施行期日

平成26年1月1日

平成26年4月1日

◇大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法の一部改正により平成26年1月1日以後、延滞金等の利率が引き下げられることに伴い、本市後期高齢者医療保険料に係る延滞金の利率について引下げを行うものです。

2 改正の内容

- (1) 国税の見直しに合わせ、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合を次のとおり見直します。

(附則第4項関係)

現行		改正後		
	本則	※1 特例		H26年中 の割合
延滞金	14.6%	なし		※2 9.3%
	納期限後 1か月以内	7.3%	4.3% 特例基準割合	※2 3.0%

※1 特例の割合が本則の割合を超える場合は、本則の割合とします。

※2 特例基準割合を、財務大臣が告示する割合(国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の年平均)が直近(H23.10~H24.9)で1.0%のため1.0%+1%=2.0%として算出しています。

特例基準割合の定義

現行	改正後
----	-----

各年の前年の11月30日を経過するときにおける商業手形の基準割引率に、年4%の割合を加算した割合

各年の前々年10月から前年9月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均の割合に、年1%の割合を加算した割合

3 施行期日

平成26年1月1日

◇大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法の一部改正により平成26年1月1日以後、延滞金等の利率が引き下げられることに伴い、本市介護保険料に係る延滞金の利率について引下げを行うことに併せて、延滞金について地方税法の規定に合わせ所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 延滞金の端数計算について次のように規定し、延滞金の減免の規定を設けます。

① 延滞金の計算において延滞金の計算の基礎となる未納の保険料に1,000円未満の端数があるとき、又はその保険料の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

② 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(2) 国税の見直しに合わせ、介護保険料に係る延滞金の割合を次のとおり見直します。

(附則第6条関係)

	現行		→	改正後		
	本則	※1 特例		本則	※1 特例	H26年中 の割合
延滞金	14.6%	なし		14.6%	特例基準割合 +7.3%	※2 9.3%
納期限後 1か月以内	7.3%	4.3% 特例基準割合		7.3%	特例基準割合 +1.0%	※2 3.0%

※1 特例の割合が本則の割合を超える場合は、本則の割合とします。

※2 特例基準割合を、財務大臣が告示する割合(国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の年平均)が直近(H23.10~H24.9)で1.0%のため、1.0%+1%=2.0%として算出しています。

特例基準割合の定義

現行	改正後
各年の前年の11月30日を経過するときにおける商業手形の基準割引率に、年4%の割合を加算した割合	各年の前々年10月から前年9月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均の割合に、年1%の割合を加算した割合

3 施行期日

平成26年1月1日

条 例**条例第19号**

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年9月19日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市税賦課徴収条例(昭和26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「その」の次に「督促手数料、」を加える。

第9条中「日数に応じ」を「日数に応じ、」に改める。

第10条を次のように改める。

(督促手数料)

第10条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴しない。

第23条の2第1項中「第2号に掲げる寄附金」の次に「又は次に掲げる寄附金若しくは金銭」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金を除く。)のうち、市内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの

(2) 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭のうち、奈良県知事又は奈良県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う同項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出したもの

第23条の2第2項中「第314条の7第2項」の次に「(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第3条の2中「、第42条」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第42条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第5条の2第1項中「日本銀行法」の次に「(平成9年法律第89号)」を、「前日までの期間」の次に「当該期間内に附則第3条の2第2項の規定により第42条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。」を加え、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「ついては」を「あつては」に、「前条」を「附則第3条の2第2項」に改める。

附則第5条の3中「(昭和32年法律第26号)」を削り、「第9項」を「第10項」に、「財産(同条)」を「財産(租税特別措置法第40条)」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

附則第7条の4中「附則第5条の5第2項」の次に「(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第17条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第18条の15の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第17条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第17条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第17条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第18条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第18条の15の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「前項」を「、これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項に

において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第18条の16第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「附則第5条の4の2第5項」と、「法附則第5条の4の2第6項」とに改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項」を「第13条の2第1項から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項(法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第23条の2第2項の改正規定並びに附則第3条の2、第5条の2第1項、第5条の3、第7条の4、第17条の2第3項及び第18条の15の2の改正規定並びに附則第3条第2項及び第3項並びに第4条の規定 平成26年1月1日
- (2) 第2条第2号及び第10条の改正規定並びに次条の規定 平成26年4月1日
- (3) 附則第7条の3の2第1項及び第18条の16の改正規定並びに附則第3条第4項の規定 平成27年1月1日

(督促手数料に関する適用区分)

第2条 改正後の大和高田市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)第10条の規定は、平成26年4月1日以後に発した督促状について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第23条の2第1項第1号の規定は、個人の市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に支出する同項に規定する寄附金について適用する。

2 新条例附則第5条の3の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第18条の15の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

4 新条例附則第18条の16の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(延滞金に関する経過措置)

第4条 新条例附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

条例第20号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年9月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例(昭和32年条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第15項の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例第21号

税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年9月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例

税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(昭和36年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「ときは」の次に「、別に定めがあるものを除くほか」を加える。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴しない。

第3条第2項中「、納額告知書1通の金額(100円未満の端数は、これを切り捨てる。)につき」を削り、「までの」の次に「期間の」を加え、「年10.95%の割合で」を「、税外収入金に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の3項を加える。

3 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 前2項に規定する延滞金の計算において、延滞金の計算の基礎となる未納の税外収入金に1,000円未満の端数があるとき、又はその税外収入金の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第3条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの

割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項にただし書を加える改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

2 改正後の税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例第3条第2項から第5項まで及び附則第3項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

条例第22号

大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年9月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第13号)の一部を次のように改正する。
第5条第1項中「期間に応じ」を「期間の日数に応じ」に改める。

附則第4項中「延滞金の」次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント」に改め、「その年」の次に「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を加え、「当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

2 改正後の大和高田市後期高齢者医療に関する条例附則第4項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

条例第23号

大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年9月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例

大和高田市介護保険条例(平成12年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「日までの期間」の次に「の日数」を加え、同項ただし書を削り、同条に次の3項を加える。

3 前2項に規定する延滞金の計算において、延滞金の計算の基礎となる保険料に1,000円未満

の端数があるとき、又はその保険料の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 市長は、保険料の納付義務者の申請がある場合で、納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、第1項の延滞金を減免することができる。

附則第6条中「第8条」の次に「第1項」を、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「同条」を「同項」に、「各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項の規定により定める商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に改め、「その年」の次に「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を加え、「当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

2 改正後の大和高田市介護保険条例第8条及び附則第6条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

訓 令

訓令第5号

大和高田市職員採用規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市職員採用規程等の一部を改正する訓令

(大和高田市職員採用規程の一部改正)

第1条 大和高田市職員採用規程(平成21年訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第19条中「総務企画課」を「総務課」に改める。

(大和高田市立病院改革プラン評価委員会設置要綱の一部改正)

第2条 大和高田市立病院改革プラン評価委員会設置要綱(平成21年訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第8条中「総務企画課」を「総務課」に改める。

(大和高田市立病院事務専決規程の一部改正)

第3条 大和高田市立病院事務専決規程(平成9年訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第6条(見出しを含む。)中「総務企画課長」を「総務課長」に改め、同条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とする。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条(見出しを含む。)中「医療情報企画課長」を「医事課長」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(管理課長の専決事項)

第7条 管理課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 公用車の使用許可に関する事。
- (2) 院内電話の管理及び使用承認に関する事。

(大和高田市立病院職員被服貸与規程の一部改正)

第4条 大和高田市立病院職員被服貸与規程(平成17年訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「服する」を「従事する」に改める。

第5条中「総務企画課長」を「管理課長」に改める。

(大和高田市立病院防災管理規程の一部改正)

第5条 大和高田市立病院防災管理規程(平成9年訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「すべて」を「全て」に改める。

第3条中「総務企画課長」を「管理課長」に、「総務企画課に」を「管理課に」に、「すべて」を「全て」に改める。

第4条第3号中「及び危険物施設」を「、危険物施設」に改め、同条第5号中「又は」を「及び」に改める。

第9条第3号中「及び装備」を「、装備」に改める。

第10条中「総務企画課」を「管理課」に改める。

第19条第1号イ中「つまづき又はすべり」を「つまづき、すべり」に改める。

第20条第1号中「熔接」を「溶接」に改める。

第22条中「前条の」を「前条の規定による」に、「次により」を「次の表により」に改める。

第23条中「次により」を「次の表により」に改める。

第28条中「及び命令監督」を「、命令監督」に改める。

第33条中「すべて」を「全て」に改める。

第34条中「及び氏名」を「、氏名」に改める。

第35条第1項中「所在地、名称及び出火場所等」を「所在地、名称、出火場所等」に改め、同条第3項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第37条第2項中「及び行き止まり」を「、行き止まり」に改める。

第42条第1号の表中

「

各階ナースステーション	3枚×8か所		
検査室	4枚	・ 薬剤部	3枚
医療情報企画課	3枚	・ 総務企画課	6枚
栄養管理科	7枚	・ ボイラー室	3枚
看護師宿舎	6枚	・ 看護専門学校	6枚
総務企画課			
各階ナースステーション	8台	・ 総務企画課	1台
各階ナースステーション	18個	・ 総務企画課	2個
各階ナースステーション	8個	・ 総務企画課	2個

」を

「

各階ナースステーション	3枚×8か所
-------------	--------

検査室	4枚	・薬剤部	3枚
医事課	3枚	・総務課	3枚
管理課	3枚	・栄養管理科	7枚
ボイラー室	3枚	・看護師宿舎	6枚
看護専門学校	6枚		
管理課			
各階ナースステーション	8台	・管理課	1台
各階ナースステーション	18個	・管理課	2個
各階ナースステーション	8個	・管理課	2個

」に改める。

第49条中「及び研究会」を「、研究会」に改める。

第51条第1号中「及び避難誘導」を「、避難誘導」に、「総合訓練」を「総合訓練」に改め、同条第2号中「及び避難誘導」を「、避難誘導」に、「部分訓練」を「部分訓練」に改め、同条第3号中「並びに消火活動」を「及び消火活動」に、「及び器具」を「、器具」に、「基礎訓練」を「基礎訓練」に、「机上訓練」を「机上訓練」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

訓令第15号

大和高田市土地及び家屋台帳管理システム導入業務委託事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令

平成25年8月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市土地及び家屋台帳管理システム導入業務委託事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令

大和高田市土地及び家屋台帳管理システム導入業務委託事業者選定委員会設置要綱（平成25年訓令第9号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

告 示

告示第34号

大和高田市高等技能訓練促進費等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市高等技能訓練促進費等事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市高等技能訓練促進費等事業実施要綱（平成16年告示第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「母子家庭の母」の次に「又は父子家庭の父」を加える。

第2条中「すべて」を「全て」に改め、「母子家庭の母」の次に「又は父子家庭の父（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第17条に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養しているものをいう。また、父子家庭の父につ

いては、平成25年4月1日以降に修業を開始した者をいう。)」を加え、同条第5号中「中央職業能力開発協会が実施する緊急人材育成支援事業」を「求職者支援制度」に、「訓練・生活支援」を「職業訓練受講給付金、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第24条に定める訓練延長」に改める。

第4条第1項中「2分の1に相当する期間を経過した日以後の期間とし、18月」を「全期間とし、24月」に改める。

第5条第1項第1号中「された者」の次に「及び法第31条に規定する母子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（事前相談の実施）

第5条の2 養成機関において2年以上のカリキュラムを修業することを希望する母子家庭の母又は父子家庭の父（以下「受給希望者」という。）を対象として、事前相談を実施し、受給希望者の事前把握を行う。

2 事前相談においては、受給希望者の意欲、能力、資格の取得見込、生活状況等を的確に把握し、審査する。

3 母子自立支援員は、受給希望者に対して指導及び助言を行うとともに、修業の予定、修業状況等について受給希望者から報告を受け、対象者であることの確認を行う。

第6条第2項中「修業期間の2分の1に相当する期間（その期間が18月を超えるときは、修業期間から18月を減じた期間）を経過した日」を「修業を開始した日」に改め、同条第3項第2号中「が発行」を「の発行」に改め、「証明書」の次に「（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）」を加え、同項第5号中「前条」を「第5条」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）配偶者からの暴力の被害者である場合にあつては、法第6条第1項第3号に該当する旨の証明の写し

第6条第4項第1号中「もの。」を「もの」に改め、同項第3号中「証明書」の次に「（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）」を加え、「もの。」を「もの」に改め、同項第5号中「前条」を「第5条」に改める。

第9条中「いる者」の次に「及び支給期間の上限を超えて修学を継続している者」を、「受給者」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

2 市長は、受給者等の進級、修了、資格取得、就職等の把握に努めなければならない。

第10条第1項中「母子家庭の母」の次に「又は父子家庭の父」を加える。

附則第2項中「期間の2分の1に相当する期間を経過した日以後の期間とし、18月」を「全期間とし、24月」に、「期間に相当する期間」を「全期間」に改め、「第6条第2項中「修業期間の2分の1に相当する期間（その期間が18月を超えるときは、修業期間から18月を減じた期間）を経過」とあるのは「修業を開始」と」を削り、「第4号」を「第5号」に改める。

附則第3項中「修業期間の2分の1に相当する期間を経過した日以後の期間とし、18月」を「24月」に改め、「修業する期間の全期間とし、」及び「第6条第2項中「修業期間の2分の1に相当する期間（その期間が18月を超えるときは、修業期間から18月を減じた期間）を経過」とあるのは「修業を開始」と」を削り、「第4号」を「第5号」に改め、附則に次の1項を加える。

（平成25年度における父子家庭の父に係る訓練促進費の支給期間に関する特例）

4 平成25年度における父子家庭の父に係る第4条第2項の適用については、平成25年9月30日までに申請があつた場合は、同項中「支給申請のあつた日」とあるのは「修業を開始した日」と

する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第6条関係)

高等技能訓練促進費等支給申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者氏名 印

高等技能訓練促進費・入学支援修了一時金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

フリガナ				年 月 日生
氏名				(歳)
住所	(〒) 大和高田市	電話番号	() —	
過去の受給の有無	過去に(高等技能訓練促進費・入学支援修了一時金)を受けたことが ある ・ ない			
養成機関 及び 修業内容 について	養成機関名			
	住所	(〒)	電話番号	() —
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	養成区分	昼間・夜間 通信・通学
	修業資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他()		
支給申請額	金 円			
児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印			
備考				

(注意)

- 1 修業証明書等を添付する場合は、「養成機関及び修業内容について」欄に記載する必要はありません。
- 2 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

様式第2号中「申請者」を削り、「あなたからの」を「あなたから」に改め、「1 高等技能訓練促進費」の次に「の」を加え、「母子家庭の母」の次に「又は父子家庭の父」を加える。

様式第3号中「高等技能訓練促進費支給請求書」を「高等技能訓練促進費等支給請求書」に改める。

様式第4号中「(昭和39年法律第129号)第6条第1項の配偶者のない女子」を「第17条に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」に改める。

様式第6号中「 受給者 」を「 」に改める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

告示第35号

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(平成16年告示第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に、「に対して、」を「及び父子家庭の父に対して」に改め、「より、母子家庭の母」の次に「又は父子家庭の父」を加え、「取組み」を「取組」に改め、「もって、母子家庭」の次に「及び父子家庭」を加える。

第2条中「母子家庭の母」の次に「又は父子家庭の父(母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に定める配偶者のない者で現に児童(20歳に満たない者をいう。以下同じ。)を扶養しているものをいう。)」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

(事前相談の実施)

第4条の2 市長は、受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談に応じるとともに、受給要件について把握しておくものとする。

2 市長は、事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とするなど受講の必要性について十分把握するものとする。

第5条中「添付して、」を「添付して」に改め、同条第2号中「証明書」の次に「(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)」を加える。

第7条第1項中「添付して、」を「添付して」に改め、同項第2号中「証明書」の次に「(所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)」を加える。

第11条中「要綱」を「告示」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者氏名 _____ 印

次の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付事業の対象講座の指定を申請します。

(フリガナ)		生 年 月 日	年 月 日 (歳)
氏 名			

住 所	(〒 大和高田市	電 話 番 号	() —
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	— 年 — 月 — 日 ~ — 年 — 月 — 日 (受講開始日)		
所要費用(予定)	入学金 — 円、 受講料 — 円 合計額 — 円		
公共職業安定所の教育訓練給付受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格が ある・ない		
過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある・ない		
児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印		
備 考			

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料(希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。)
- 2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の2割相当額(限度10万円)です。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用(予定)については、教育訓練施設に確認した内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、大和高田市にその旨を報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講終了日の翌日から1月以内に、改めて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類を付けて支給申請を行うことが必要です。
- 7 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

様式第2号中「申請者」を削り、

「

氏 名	
住 所	

」を

「

氏 名	フリガナ -----	生年月日	— 年 — 月 — 日生 (歳)
住 所	大和高田市	電話 ()	—

」に改める。

様式第3号中

「

支給申請額	金 — 円
-------	-------

(注意)

支給対象期間は、受講終了日の翌日から1月以内です。

」を

「

支給申請額	金 _____ 円
児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) _____ 印
(備考)	

(注意)

- 1 支給対象期間は、受講終了日の翌日から1月以内です。
- 2 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

」に改める。

様式第4号中「申請者」を削る。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

告示第37号

大和高田市業者選定等審査会要綱及び大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

平成25年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市業者選定等審査会要綱及び大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

(大和高田市業者選定等審査会要綱の一部改正)

第1条 大和高田市業者選定等審査会要綱(平成14年告示第72号の2)の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「並びに」を「及び」に改める。

第6条第4項中「若しくは」を「又は」に改める。

第7条第3項中「大和高田市物品購入等に係る競争入札に係る競争入札の参加資格等に関する規程」を「大和高田市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」に改める。

第12条第5項第6号中「総務企画課」を「管理課」に改める。

(大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部改正)

第2条 大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年告示第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「当該資格」を「、当該資格」に改め、同条第10号中「市長」を「、市長」に改める。

第4条第2項から第4項まで及び第9条中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

告示第72号の2

大和高田市風しん予防接種費用助成要綱を次のように定める。

平成25年6月21日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市風しん予防接種費用助成要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、風しん単独ワクチン及び麻しん・風しん混合ワクチンの予防接種を受けた者に対し、その予防接種に係る費用を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、予防接種を受ける日において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 平成7年4月1日以前に生まれた者で、妊娠を予定又は希望している女性
- (2) 妊婦の配偶者
- (3) 妊婦の同居家族

(助成金の交付申請)

第3条 費用の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、接種後速やかに別に定める大和高田市風しんワクチン予防接種助成金交付申請兼請求書に、予防接種を実施した医療機関の証明書及び領収書を添付し、市長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定等)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、助成金の支払いをもって交付決定の通知に代えるものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の不交付を決定したときは、別に定める大和高田市風しんワクチン接種費用助成金不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(助成金額)

第5条 予防接種の助成金の額は、予防接種を受けるために医療機関に支払った額とする。ただし、風しん単独ワクチンは4,000円を、麻しん・風しん混合ワクチンは6,000円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯である者及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税が非課税である世帯に属する者には、接種費用の全額を助成する。

3 助成金の交付は、1人につき1回限りとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合は、当該助成金の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定により助成金の返還を命じられた者は、直ちに当該助成金を返還しなければならない。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、告示の日から施行し、平成25年4月1日以後の予防接種から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

告示第73号の2

大和高田市高齢者共同住宅建設事業計画の事前公開及び協議に関する要綱を次のように定める。

平成25年6月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市高齢者共同住宅建設事業計画の事前公開及び協議に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、高齢者共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム又は高齢者が介護サービスを利用して居住することを目的とした共同住宅、寮若しくは寄宿舎をいう。）の建設事業が地域の住環境及び本市介護保険行政に大きく影響することを鑑み、当該建設事業を行う者（以下「建設事業者」という。）が建設事業に着手する前に、建設事業計画を公開し、地域住民等（地元自治会及び周辺の利害関係者をいう。以下同じ。）と協議することについて定め、もって建設事業区域周辺の生活環境の調和を図ることを目的とする。

(規模、構造、設備等の基準)

第2条 高齢者共同住宅は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項第1号、第2号及び第3号に掲げるサービス付き高齢者向け住宅の登録基準に準じた規模、構造、設備等でなければならない。

(建設事業計画の公開)

第3条 建設事業者は、建築確認申請書提出前に、建設事業区域内の何人も容易に周知できる場所に高齢者共同住宅建築物公開標識（様式第1号）を設置し、建設事業計画の内容を公開しなければならない。

(地域住民等との協議等)

第4条 建設事業者は、地域住民等に対して建設事業計画の内容を説明し、次に掲げる事項について協議を行わなければならない。

- (1) 建設趣旨、収容人員規模及び建設時期
- (2) 建築物による交通往来等の阻害程度及びその対策
- (3) 建築物による日照阻害及び電波障害の程度並びにその対策
- (4) 隣地境界までの壁面距離、目隠しその他プライバシー保護の対策
- (5) 建設工事中に使用する重機等の騒音対策
- (6) 建設工事中の工事用車両の通行に対する安全対策
- (7) その他建築物及び入居者によって影響を受けることが予想される事項への対策

2 建設事業者は、前項の協議において地域住民等の同意を得て協定書を締結するよう努めなければならない。

(協議の確認)

第5条 建設事業者は、前条の協議の後、次に掲げる書類を市長に提出し、その確認を受けなければならない。

- (1) 高齢者共同住宅建築物建設事業計画書（様式第2号）
- (2) 地域住民等との協議報告書（様式第3号）

(介護保険適正化事業への協力)

第6条 建設事業者は、本市介護保険適正化事業として実施する介護サービス利用実態調査に協力しなければならない。

(誓約書)

第7条 建設事業者は、関係法令及びこの告示を遵守し、地域住民等との間に紛争が生じないよ

う努めるとともに、紛争が生じた場合、責任をもってこれを解決するよう誓約書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、平成25年7月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

高齢者共同住宅建築物公開標識

開発事業の名称			
開発区域の所在			
建築物の用途			
建築物の構造	造 (1耐火 2準耐火 3その他)		
敷地面積	m ²	戸数	戸
建築面積	m ²	高さ	m
床面積合計	m ²	階数	地上 階・地下 階
開発事業者の住所・氏名	TEL		
設計管理者の住所・氏名	TEL		
工事施工者の住所・氏名	TEL		
工事予定期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
公開標識設置日	年 月 日		
備考			

備考1 この標識の大きさは、縦・横90cm以上としてください。

備考2 この標識は、住民の見やすい場所に立ててください。

様式第2号(第5条関係)

高齢者共同住宅建築物建設事業計画書

年 月 日

開発事業者住所			
氏名	印 TEL		
建築物の名称			
建設予定地			
建築物の類型	*1		
入居時の要件	*2		
建築物の構造	造 (1耐火 2準耐火 3その他)		
戸数	個室 戸	人部屋 戸	
建築面積	m ²	一戸面積	m ² ~ m ²
床面積合計	m ²	階数	地上 階・地下 階

*1 老人福祉法又は介護保険法でいう施設の種類、併設があれば記載

*2 高齢者・自立者・要支援者・要介護者等の区分を記載

添付図書

- (1) 付近見取図(電波障害の影響のある地域をUHF青で記載)
- (2) 日影図(2.5時間と4時間ラインを記載、住居系以外の用途地域で周辺利害関係者との紛争等がなければ提出不要)
- (3) 配置図(隣地境界までの壁面距離及び敷地の接する道路の幅員を記載)

- (4) 立面図 2面以上(目隠し等、プライバシーの保護対策があれば記載)
- (5) 断面図・断面詳細図((4)の保護対策を記載、保護対策がなければ提出不要)
- (6) 各部屋別平面図・居室内配置図

様式第3号(第5条関係)

地域住民等との協議報告書

年 月 日

大和高田市長 殿

開発事業者 住所

氏名

TEL

大和高田市高齢者共同住宅建設事業計画の事前公開及び協議に関する要綱第5条第2号の規定により地域住民等との協議の結果について報告します。

建築物の名称	
開発区域の所在	
建築物の用途	
戸数	戸

地域住民等説明日	年 月 日～	年 月 日
標記建設事業計画について説明を受けました。		
町 自治会代表		印
町 水利組合長		印

協議内容

1. 建設趣旨、収容人員規模及び建設時期について

説明内容及び協議内容	

2. 竣工後、交通往来等の阻害程度及びその対策について

内容及び協議内容	

3. 日照障害及び電波障害の程度並びにその対策について

説明内容及び協議内容	

4. 隣地境界までの壁面距離、目隠しその他プライバシー保護の対策について

説明内容及び協議内容	

5. 建設工事中に使用する重機等の騒音対策について

説 明 内 容 及 び 協 議 内 容	

6. 建設工事中の工事用車両の通行に対する安全対策について

説 明 内 容 及 び 協 議 内 容	

7. その他影響を受けることが予想される事項への対策について

び及	

説明会参加地域住民等名簿

氏名	住 所	協議日
		/
		/
		/
		/
		/
		/
		/
		/
		/
		/
		/
		/
		/
		/
		/

様式第4号 (第7条関係)

誓約書

年 月 日

大和高田市長 殿

開発事業者	住所	
	氏名	印
設計管理者	住所	
	氏名	印
工事施工者	住所	
	氏名	印

この度、下記概要の高齢者共同住宅の建設事業について、その事業内容を広く住民に公開し、建築基準法、都市計画法及び大和高田市高齢者共同住宅建設事業計画の事前公開及び協議に関する要綱を遵守し、市との協議に基づき、地域住民等と十分協議し、紛争が生じないように努めるとともに、紛争が生じた場合は、責任を持って解決に当たることを誓約します。

開発事業の名称	
開発区域の所在	

敷地面積	m ²	戸数	戸
建築面積	m ²	高さ	m
床面積合計	m ²	階数	地上階・地下階
建築物の用途		用途地域	

告示第82号

大和高田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る補助事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年7月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る補助事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る補助事業実施要綱(平成12年告示第110号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「被保険者等」の次に「(」を加える。

第5条に次の1項を加える。

- 4 第2項の規定にかかわらず、平成25年8月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかったもののうち、引き続き軽減対象者に該当するものについては、居宅費以外に係る利用者負担額の軽減の割合は、100分の25(老齢福祉年金受給者は100分の50)とする。ただし、居宅費に係る利用者負担の軽減の割合は、100分の100とする。

附 則

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

告示第96号

平成25年9月9日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

平成25年9月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

告示第97号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年9月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

2. 移動年月日

平成25年8月1日、同月6日、同月8日、同月19日、同月20日、同月25日、同月28日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

平成26年3月2日

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時 ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第98号

平成25年度固定資産税・都市計画税第2期分が、口座振替できなかつた為、納付書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年9月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日 平成25年8月9日

2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があつたものとみなされます。

告示第99号

大和高田市高齢者インフルエンザ予防接種実施要綱を次のように定める。

平成25年9月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市高齢者インフルエンザ予防接種実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定に基づき、大和高田市が実施する高齢者に対するインフルエンザ予防接種(以下「予防接種」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 予防接種の対象者は、予防接種を受ける日において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 65歳以上の者

(2) 60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

(実施方法)

第3条 予防接種は、奈良県内相互乗り入れ高齢者インフルエンザ予防接種医療機関において個別に実施するものとする。

(自己負担金の額)

第4条 予防接種を受けようとする者は、予防接種の費用のうち、自己負担金として1,000円を負担しなければならない。

(自己負担金の免除)

第5条 前条の規定にかかわらず、予防接種を受けようとする者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯に属する者又は地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税が非課税である世帯に属する者である場合は、自己負担金を免除する。

(免除申請)

第6条 前条の規定による自己負担金の免除を受けようとする者は、別に定める予防接種一部負担金免除証交付申請書に必要事項を記入し、市長に申請しなければならない。

(免除決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受領したときは、速やかにその内容を審査し、免除することが適当と認めるときは、別に定める高齢者インフルエンザ予防接種一部負担金免除証(以下「免除証」という。)を交付するものとする。

(免除証の交付による免除)

第8条 前条の規定により免除の決定を受けた者は、本市と予防接種の助成費用に係る代理受領についての委託契約を締結した医療機関において、免除証を提示し、予防接種を受けるものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

告示第100号

交付要求通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき義務者が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年9月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日 平成25年9月3日

2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第101号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等(道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車)を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成25年9月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 処分の根拠

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第1項による告示日から6ヶ月を経過したにもかかわらず引取りがない自転車等であるため

2 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3 処分年月日

平成26年1月1日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成25年6月4日、同月11日、同月12日、同月17日、同月20日、同月23日、同月24日

告示第103号

平成25年度 軽自動車税 第1期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年9月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日 平成25年6月26日

2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第104号

滞納法人は、平成13年12月18日に当市が、課税原因である不動産を差押えしており地方税法第13条の2第1項第1号の規定による強制換価手続きの開始に当たり、公売通知書を作成したが、その送達を受けるべき義務者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年9月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 送達を受けるべき義務者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第106号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第5条に基づき、平成25年10月以降における本市の公共工事発注の見通しを次のとおり公表します。

平成25年10月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 公共工事発注の見通し公表書の閲覧所

大和高田市環境建設部契約監理室

2 閲覧所の閲覧期間及び閲覧時間

平成25年10月1日から平成26年3月31日まで
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

3 閲覧所の休業日

大和高田市の休日を定める条例(平成元年条例第3号)に規定する休日

様式第2号(第2条関係)

平成25年度□公共工事発注見通し公表書□(10月)

土	木	管	理	課	□□□□□□	10件
建	築	住	宅	課	□□□□□□	1件
都	市	計	画	課	□□□□□□	2件
環	境	衛	生	課	□□□□□□	2件
下	水	道		課	□□□□□□	17件
水	道	工	務	課	□□□□□□	26件
教	育	総	務	課	□□□□□□	6件
生	涯	学	習	課	□□□□□□	1件
□□□□□□計					□□□□□□	65件

大和高田市

注1) □大和高田市公共工事発注見通し公表書は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第5条に基づき公表するものです。

注2) □掲載する内容は、平成25年10月現在の発注見通しであるため、後日発注する工事の内容がこの公表書に掲載されている内容と異なる場合又はこの公表書に掲載されていない工事が発注される場合があります。

様式第3号(第2条関係)

平成25年度□10月大和高田市公共工事発注見通し公表書

(土木管理課)

No.	工事名称	工事場所	工事期間 (約□ヶ月)	工事種別	工事概要	入札又は 契約方法	入札時期	備考
1	藤森地内舗装新設工事	藤森	約3ヶ月	舗装工事	舗装新設工事	指名競争	2四半期	
2	神楽地内舗装新設工事	神楽	約3ヶ月	舗装工事	舗装新設工事	指名競争	2四半期	
3	吉井地内側溝維持工事	吉井	約3ヶ月	土木工事	側溝整備	一般競争	3四半期	
4	根成柿地内側溝維持工事	根成柿	約3ヶ月	土木工事	側溝整備	一般競争	3四半期	
5	築山地内側溝維持工事	築山	約3ヶ月	土木工事	側溝整備	一般競争	3四半期	
6								
7	藤森地内用排水路整備工事	藤森	約3ヶ月	土木工事	用排水路整備	一般競争	4四半期	
8	奥田箱ダブ整備工事	奥田	約3ヶ月	土木工事	ため池整備	一般競争	4四半期	
9	松塚地内用排水路整備工事	松塚	約3ヶ月	土木工事	用排水路整備	一般競争	4四半期	
10	曾大根地内道肩改良工事	曾大根	約3ヶ月	土木工事	道肩改良工事	一般競争	4四半期	
11	道路維持整備工事	出□他	約2ヶ月	舗装工事	舗装維持工事	指名競争	4四半期	

様式第3号(第2条関係)

□□□25年度□10月大和高田市公共工事発注見通し公表書

(建築住宅課)

No.	工事名称	工事場所	工事期間 (約□ヶ月)	工事種別	工事概要	入札又は 契約方法	入札時期	備考
1	市営住宅(磯野)3号棟給水設備改修工事	磯野北町	約3ヶ月	管工事	受水槽及び加圧ポンプ設置	一般競争	3四半期	

様式第3号(第2条関係)

□25年度□10月大和高田市公共工事発注見通し公表書

(都市計画課)

No.	工事名称	工事場所	工事期間 (約□ヶ月)	工事種別	工事概要	入札又は 契約方法	入札時期	備考
1	総合公園耐震性貯水樽設置工事	曾大根	約6ヶ月	土木工事 管工事	耐震性上水貯水樽80m ³ 緊急遮断弁1式、配管1式	一般競争	2四半期	
2	桜華殿補修等工事	大中	約2ヶ月	建築工事	手摺柵改修	一般競争	1四半期	

様式第3号(第2条関係)

平成25年度□10月大和高田市公共工事発注見通し公表書

(環境衛生課)

No.	工事名称	工事場所	工事期間 (約□ヶ月)	工事種別	工事概要	入札又は 契約方法	入札時期	備考
1	東雲町共同浴場解体工事	東雲町	約3ヶ月	土木工事	建物解体撤去工事□1式	一般競争	1四半期	
2	市場共同浴場解体工事	市場	約3ヶ月	土木工事	建物解体撤去工事□1式	一般競争	1四半期	
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								

様式第3号(第2条関係)

□平成25年度□10月大和高田市公共工事発注見通し公表書

(下水道課)

No.	工事名称	工事場所	工事期間 (約□ヶ月)	工事種別	工事概要	入札又は 契約方法	入札時期	備考
1	西三倉堂地内管渠工事	西三倉堂	約6ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	2四半期	水遣合併
2								
3	市場地内管渠工事	市場	約6ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	2四半期	水遣合併
4	中三倉堂1丁目地内管渠工事	中三倉堂1丁目	約4ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	3四半期	水遣合併
5								
6	東中2丁目地内管渠工事	東中2丁目	約4ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	2四半期	水遣合併
7	曾大根1丁目地内管渠工事	曾大根1丁目	約4ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	2四半期	
8	東三倉堂町地内管渠工事	東三倉堂町	約3ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	3四半期	水遣合併
9	南今里町地内管渠工事	南今里町	約3ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	3四半期	水遣合併
10								
11	大谷地内管渠工事	大谷	約3ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	2四半期	水遣合併
12	曾大根・南陽町地内管渠工事	曾大根・南陽町	約3ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	2四半期	
13	旭南町地内管渠工事	旭南町	約3ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	2四半期	水遣合併
14	旭南町地内管渠工事	旭南町	約3ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	3四半期	水遣合併

15								
16								
17	大谷地内管渠工事	大谷	約3ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	1四半期	水遣合併
18	東中1丁目地内管渠工事	東中1丁目	約3ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	1四半期	水遣合併
19	田井新町地内管渠工事	田井新町	約3ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	3四半期	水遣合併
20	市場地内管渠工事	市場	約3ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	2四半期	水遣合併
21	市場地内管渠更正工事	市場	約3ヶ月	管工事	下水道管渠更正一式	指名競争	3四半期	
22	築山地内管渠工事	築山	約3ヶ月	土木工事	下水道管渠工事一式	一般競争	3四半期	水遣合併

様式第3号(第2条関係)

平成25年度10月大和高田市公共工事発注見通し公表書

(水道工務課)

No.	工事名称	工事場所	工事期間 (約ヶ月)	工事種別	工事概要	入札又は 契約方法	入札時期	備考
1	配水管布設工事	大東町・三和町	約6ヶ月	管工事	GX250・L=290m	一般競争	1四半期	
2	配水管布設管工事	大東町・三和町	約6ヶ月	管工事	GX250・L=290m	一般競争	1四半期	
3	配水管布設管工事	昭和町	約2ヶ月	管工事	GX250・L=120m	一般競争	3四半期	
4	配水管布設管工事	磯野町	約4ヶ月	管工事	GX250・L=270m	一般競争	2四半期	
5	配水管布設管工事	吉井	約2ヶ月	管工事	GX200・L=100m	一般競争	3四半期	
6	配水管布設管工事	根成柿	約3ヶ月	管工事	GX100・L=210m	一般競争	2四半期	
7	配水管布設管工事	菅原町	約2ヶ月	管工事	GX75・L=90m	一般競争	3四半期	
8	給配水管移設工事	西三倉堂	約6ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	2四半期	下水合併
9								
10	給配水管移設工事	市場	約6ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	2四半期	下水合併
11	給配水管移設工事	中三倉堂1丁目	約4ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	3四半期	下水合併
12								
13	給配水管移設工事	東中2丁目	約4ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	2四半期	下水合併
14								

15	給配水管移設工事	東三倉堂町	約3ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	3四半期	下水合併
16	給配水管移設工事	南今里町	約3ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	3四半期	下水合併
17								
18	給配水管移設工事	大谷	約3ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	2四半期	下水合併
19								
20	給配水管移設工事	旭南町	約3ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	2四半期	下水合併
21	給配水管移設工事	旭南町	約3ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	3四半期	下水合併
22								
23								
24	給配水管移設工事	大谷	約3ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	1四半期	下水合併
25	給配水管移設工事	東中1丁目	約3ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	1四半期	下水合併
26	給配水管移設工事	田井新町	約3ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	3四半期	下水合併
27	給配水管移設工事	市場	約3ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	2四半期	下水合併
28	給配水管移設工事(大和平野)	出	約3ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	3四半期	
30	陝西配水場無停電電源装置取 替工事	陝西配水場	約3ヶ月	電気工事	無停電装置取替工事□ 1式	一般競争	3四半期	
31	陝西配水場高圧気中開閉器及 びケーブル取替工事	陝西配水場	約3ヶ月	電気工事	高圧気中開閉器及びケー ブル取替工事□1式	一般競争	3四半期	

32	陝西配水場ポンプ整備	陝西配水場	約3ヶ月	機械器具設置	オーバーホール□1式	一般競争	2四半期	
33	給配水管移設工事	築山	約3ヶ月	管工事	給配水管移設工事□1式	一般競争	3四半期	下水合併

様式第3号（第2条関係）

□□□平成25年度□10月大和高田市公共工事発注見直し公表書

（教育委員会教育総務課）

No.	工事名称	工事場所	工事期間 (約□ヶ月)	工事種別	工事概要	入札又は 契約方法	入札時期	備考
1	高田小学校耐震改修工事(校舎)	大中東町	約6ヶ月	建築工事	地震補強及び壁・床改修	一般競争	1四半期	
2	翠園小学校耐震改修工事(校舎)	有井	約6ヶ月	建築工事	地震補強及び壁・床改修	一般競争	1四半期	
3	陸田小学校耐震改修工事(校舎)	池田	約6ヶ月	建築工事	地震補強及び壁・床改修	一般競争	1四半期	
4	菅原小学校便所改修工事	根成柿	約2ヶ月	管工事	洋式便器改修	一般競争	3四半期	
5	片塩小学校消火設備改修工事	大中東町	約2ヶ月	管工事	消火設備改修	一般競争	2四半期	
6	片塩中学校学校間仕切設置工事	中三倉並2丁目	約3ヶ月	建築工事	間仕切取り替え(4箇所)	一般競争	1四半期	

様式第3号（第2条関係）

□平成25年度□10月大和高田市公共工事発注見直し公表書

（教育委員会生涯学習課）

No.	工事名称	工事場所	工事期間 (約□ヶ月)	工事種別	工事概要	入札又は 契約方法	入札時期	備考
1	大和高田市立図書館南壁修理	市立図書館	約1ヶ月	建築工事	図書館南壁修理一式	一般競争	3四半期	

告示第107号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したため、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年10月1日

大和高田市市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

2. 移動年月日

平成25年9月3日、同月10日、同月12日、同月18日、同月25日、同月29日、同月3

0日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

平成26年4月1日

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時 ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

公 告

公告第91号

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年9月5日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	葛5幹南陽町地内管渠工事(9)
2 工事場所	大和高田市南陽町・大字出地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年3月28日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がBであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 施工期間中は、土木工事に関する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること(専任技術者は、3ヶ月以上の雇用関係にある者として)。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

	<p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年9月5日(木)から平成25年9月9日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年9月10日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成25年9月5日(木)から平成25年9月13日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年9月5日(木)から平成25年9月13日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年9月13日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年9月19日(木)。入札執行日の前日であるため、この</p>

法	日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1.1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年9月20日(金) 午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1.4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1.5 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
1.6 事後審査	落札候補者を優先順位により5の(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室
1.7 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
1.8 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
1.9 最低制限基準比較価格	¥30,570,000円(消費税等抜き)
2.0 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
2.1 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2.2 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

公告第92号

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年9月5日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高5枝曾大根1丁目地内管渠工事(6)
2 工事場所	大和高田市曾大根1丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年3月28日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がBであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 施工期間中は、土木工事に関する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること(専任技術者は、3ヶ月以上の雇用関係にある者として)。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年9月5日(木)から平成25年9月9日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年9月10日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>

8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成25年9月5日(木)から平成25年9月13日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年9月5日(木)から平成25年9月13日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年9月13日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年9月19日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年9月20日(金)午前9時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札候補者の決定	<p>落札候補者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。</p>
16 事後審査	<p>落札候補者を優先順位により5の(4)に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p>
17 落札者の決定	<p>事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。</p>

18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
19 最低制限基準比較価格	¥27,310,000円(消費税等抜き)
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

公告第93号

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年9月5日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高5枝東中2丁目地内管渠工事(5)・給配水管移設工事(G05)
2 工事場所	大和高田市東中2丁目・曾大根1丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年3月28日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がBであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 施工期間中は、土木工事に関する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること(専任技術者は、3ヶ月以上の雇用関係にある者とします)。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。

	<p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年9月5日(木)から平成25年9月9日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年9月10日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成25年9月5日(木)から平成25年9月13日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年9月5日(木)から平成25年9月13日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年9月13日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成25年9月19日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>

13 開札の 日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 （1）日時 平成25年9月20日（金）午前9時20分 （2）場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 （3）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の 無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者を優先順位により5の（4）に係る確認審査を実施します。 （1）審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 （2）場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
19 最低制限基準比較価格	¥24,580,000円（消費税等抜き）
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 （4）詳細は入札説明書（仕様書）によるところとします。

公告第94号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年9月5日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高6枝東三倉堂町地内管渠工事（7）・給配水管移設工事（G07）
2 工事場所	大和高田市東三倉堂町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年1月31日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （1）大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 （2）平成24・25年度大和高田市格付け等級がCであること。 （3）大和高田市内に本店を有する者であること。

	<p>(4) 有効期限内の経営事項審査結果通知書を有している者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (8) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）でない者であること。 (10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5（8）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (4) 受付期間 平成25年9月5日（木）から平成25年9月9日（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年9月10日（火） (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年9月5日（木）から平成25年9月13日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAX</p>

書(仕様書)についての質疑応答	Xで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成25年9月5日(木)から平成25年9月13日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成25年9月13日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成25年9月19日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年9月20日(金)午前10時 (2) 場所 中和広域消防高田消防署(本庁舎西隣)2階 大会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥15,900,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

公告第95号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年9月5日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高6枝旭南町地内管渠工事(59)・給配水管移設工事(G59)
2 工事場所	大和高田市旭南町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年1月31日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がCであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 有効期限内の経営事項審査結果通知書を有している者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年9月5日(木)から平成25年9月9日(月)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>

7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年9月10日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年9月5日(木)から平成25年9月13日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年9月5日(木)から平成25年9月13日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年9月13日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年9月19日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年9月20日(金)午前10時15分</p> <p>(2) 場所 中和広域消防高田消防署(本庁舎西隣)2階 大会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点におい</p>

	て5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥10,230,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によるところとします。

公告第96号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成25年9月24日

大和高田市長 吉田誠克

1 入札に付する事項

物件番号	所在地	地目	地積(m ²)	用途地域	建ぺい率/容積率	最低売却価格(円)
1	曙町685番3	雑種地	243.72	第一種住居地域	60/200	7,098,000
2	曙町685番5	宅地	272.37	第一種住居地域	60/200	6,488,000
3	曙町800番1 3	宅地	158.66	第一種住居地域	60/200	4,470,000
4	曙町809番1 4	宅地	296.39	第一種住居地域	60/200	8,441,000

2 入札参加に際しての注意事項

- (1) 現状有姿の売却とする。
- (2) 物件番号2については、既存建物がある。
- (3) 最低売却価格は、既存建物・工作物等の撤去費用相当額を差し引いた価格とする。
- (4) 物件番号2に存する既存建物（建築物内の家財等含む。）は、引き渡し後、物件購入者において速やかに撤去するものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格要件

(1) 参加資格

法人又は個人とする。

(2) 欠格

次のアからカのいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）の規定により、入札参加資格停止の措置を受けている者

ウ 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及びその構成員

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員及び構成員

カ 大和高田市の市税を滞納している者

4 入札参加申込みの方法

入札参加希望者は、下記の要領で申込みの手続を行うものとする。

(1) 申込みに必要な提出書類

ア 市有財産売却入札参加申込書(実印)(以下「申込書」という。)

イ 誓約書(実印)

ウ 暴力団排除に関する誓約書(実印)

エ 市税滞納情報照会同意書

オ 申込者が個人である場合には、当該申込書に係る印鑑登録証明書及び住民票抄本

カ 申込者が法人である場合には、当該申込書に係る印鑑証明書及び会社法人用登記事項証明書(現在事項全部証明書)

※ オ及びカについては、発行後、3ヶ月以内の原本に限る。

(2) 入札参加申込の方法並びに受付の期間及び場所

ア 申込方法 入札参加申込者は、受付場所へ上記提出書類を持参の上、申込みを行う。

イ 受付期間 平成25年10月21日(月)から平成25年11月8日(金)まで(土日・祝日を除く。)

※受付時間は、午前9時から午後5時までとする。(正午から午後1時までを除く。)

ウ 受付場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1

大和高田市財務部財産管理課(大和高田市庁舎2階)

(3) 入札の方法等についての説明

入札参加申込者は、入札参加受付時に入札方法等の説明を受けなければならない。

(4) 入札参加審査

上記提出書類受付後、入札参加資格条件に係る審査を行うものとする。審査の結果、参加資格を有すると認められた者には、申込書に受付印を押印した申込書の写しを交付するものとし、入札日まで保管しなければならない。

5 入札保証金の納付

入札参加者は、入札受付時に入札金額の100分の5以上の入札保証金を銀行振出小切手で納付しなければならない。

6 入札及び開札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成25年11月15日(金)午前10時

物件番号1から順に10分ごとに入札を行うが、状況により開始時刻が前後することがある。

(2) 場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所別棟2階会議室

7 入札辞退

入札参加資格を有すると認められた者は、入札を辞退することは認められないが、やむを得ない理由により、参加することができなくなったときは、大和高田市所定の辞退届に必ず辞退理由を付し、次に定めるところにより提出しなければならない。

(1) 入札当日の受付開始時刻までに辞退届を提出するとき 財産管理課に提出すること。

(2) 入札受付開始時刻から入札開始時刻までに辞退届を提出するとき入札執行者に提出すること。

と。

- (3) 前2号のいずれかにかかわらず、辞退届は、必ず持参するものとし、郵送による提出は認めない。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 記名押印を欠く入札
- (3) 入札書に記載された入札金額その他記載事項が確認できない入札
- (4) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (5) 入札に関し談合等の不正行為をした入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (7) 入札金額を加除訂正した入札
- (8) 最低売却価格に達しない価格での入札
- (9) 郵送等により送付された入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、所定の入札条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

入札場所において投函終了後、直ちに入札者立会いの下で開札を行い、有効な入札を行った者のうち、市の最低売却価格以上かつ最高価格で入札した者を落札者とする。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、その場において直ちにくじ引きを行い落札者を決定する。

10 契約保証金

契約締結までに売買代金の100分の10以上の契約保証金(入札保証金全額を充当)を納付しなければならない。

11 契約締結等

(1) 契約の締結日

落札者は、平成25年11月22日(金)(当日の正午まで)に契約を締結しなければならない。なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、入札保証金は大和高田市に帰属する。

(2) 契約書作成の要否 要す。

12 売買代金の納入

落札者は、売買代金の残金(売買代金と契約保証金との差額をいう。)を平成25年11月29日(金)までに納付しなければならない。

契約保証金は、納期限までに売買代金の残金の納付がなかった場合、大和高田市に帰属する。

13 契約条件

(1) 所有権の移転等

- ア 売買代金の全額納付があったときに所有権が移転し、同時に土地を引き渡すものとする。
イ 所有権の移転登記は、大和高田市が囑託により行う。

(2) 契約費用及び公租公課等

- ア 売買契約書に貼る収入印紙の費用は、買受人の負担となる。
イ 所有権の移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となる。
ウ 所有権移転後の公租公課は、買受人の負担となる。
エ その他契約に要する費用は、買受人の負担となる。

(3) 損害の賠償等

契約締結後、物件の数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。

(4) その他

落札者は、物件の所有権移転登記前に権利義務を第三者に譲渡することはできない。

14 問い合わせ先 奈良県大和高田市大字大中100番地1
大和高田市財務部財産管理課 電話 0745-22-1101

公告第 97 号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

平成25年 9 月25日

大和高田市長

吉田 誠克

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

1	公 売 財 産 の 内 容	別紙付表のとおり			
2	公 売 の 方 法	入 札			
3	公 売 日 時	平成25年11月 5 日 午前10時00分から			
	入 札	平成25年11月 5 日 午前10時40分 から 午前11時00分まで			
	開 札	平成25年11月 5 日 午前11時00分			
4	公 売 場 所	大和高田市大中98-4 奈良県高田総合庁舎 3階 大会議室			
5	公 売 保 証 金 及 び 見 積 価 額	別紙付表のとおり			
6	公 売 保 証 金 納 付 期 限	平成25年11月 5 日 午前10時00分 から 午前10時30分まで			
7	売 却 決 定	日時	平成25年11月12日 午前10時00分	場所	大和高田市 収納対策室
8	買 受 代 金 納 付 期 限	日時	平成25年11月12日 午前11時30分	場所	大和高田市 収納対策室
9	買 受 人 に つ い て の 資 格 そ の 他 の 要 件	別紙「公売における注意事項」とおり			
10	そ の 他	1. 午前10時30分までに公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。 2. 公売に参加するためには、上記公売保証金納付期限までに、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。 3. 次順位買受制度の適用があります。 4. 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。 5. 大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。 6. その他については別紙「公売における注意事項」をご覧ください。 7. 公売物件の地図・写真等については大和高田市 収納対策室で閲覧いただけます。 もしくは、大和高田市ホームページ(http://www.city.yamatotakada.nara.jp/topics/oshirase/koubai25.html)でご覧いただけます。			
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p>					
<p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。 なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。</p>					
<p>※この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。</p>					
<p>大和高田市 収納対策室 TEL0745-22-1101(内線238)</p>					

公売公告付表					
売却区分 番号	大和高田市-1	見積価額		3,500,000	円
		公売保証金		350,000	円
		課税区分	非課税財産		
公売財産の表示	<p>(土地) 所在 奈良県大和高田市春日町一丁目 地番 413番9 地目 宅地 地積 152.00㎡</p> <p>(土地) 所在 奈良県大和高田市春日町一丁目 地番 413番11 地目 宅地 地積 145.52㎡</p> <p>以上登記簿による表示</p>				
公売財産の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公売財産は、近鉄南大阪線「大和高田市駅」から西南方900m(道路距離) ・画地条件 間口約19.0m、奥行約11.5m ・地積297.52㎡(登記簿)の袋地 ・環境条件 地勢 概ね平坦 地盤 普通 ・供給処理施設:上下水道 引込可、都市ガス供給エリア内 ・公売財産の画地内には、瓦礫、花壇、庭木の他多数の動産類が存在します。 				
利用状況・ 法的規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺利用 北:住宅 南:住宅 東:住宅 西:私道 ・都市計画区域 市街化区域 第1種住居地域 ・建ぺい率 60% 容積率 200% ・高度地区 15m 				
その他 公売条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・公売に参加される方は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・大和高田市は、公売財産の引渡し義務を負いません。物件内の動産類の撤去等は、所有者と協議してください。 ・隣地との境界確定は、買受人と隣地所有者の間で行ってください。 ・大和高田市は、瑕疵担保責任を負いません。 				

公告第 98 号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

平成25年 9 月25日

大和高田市長

吉田 誠克

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

1	公 売 財 産 の 内 容	別紙付表のとおり			
2	公 売 の 方 法	入 札			
3	公 売 日 時	平成25年11月 5 日 午前10時00分から			
	入 札	平成25年11月 5 日 午前10時40分 から 午前11時00分まで			
	開 札	平成25年11月 5 日 午前11時00分			
4	公 売 場 所	大和高田市大中98-4 奈良県高田総合庁舎 3階 大会議室			
5	公 売 保 証 金 及 び 見 積 価 額	別紙付表のとおり			
6	公 売 保 証 金 納 付 期 限	平成25年11月 5 日 午前10時00分 から 午前10時30分まで			
7	売 却 決 定	日時	平成25年11月12日 午前10時00分	場所	大和高田市 収納対策室
8	買 受 代 金 納 付 期 限	日時	平成25年11月12日 午前11時30分	場所	大和高田市 収納対策室
9	買 受 人 に つ い て の 資 格 そ の 他 の 要 件	別紙「公売における注意事項」とおり			
10	そ の 他	1. 午前10時30分までに公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。 2. 公売に参加するためには、上記公売保証金納付期限までに、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。 3. 次順位買受制度の適用があります。 4. 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。 5. 大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。 6. その他については別紙「公売における注意事項」をご覧ください。 7. 公売物件の地図・写真等については大和高田市 収納対策室で閲覧いただけます。 もしくは、大和高田市ホームページ(http://www.city.yamatotakada.nara.jp/topics/oshirase/koubai25.html)をご覧ください。			

配当を受ける者の権利の申出について

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。
 なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。

※この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。

大和高田市 収納対策室 TEL0745-22-1101(内線238)

公売公告付表					
売却区分 番号	大和高田市-2	見積価額	3,160,000	円	
		公売保証金	320,000	円	
		課税区分	非課税財産		
公売財産の表示	(土地) 所在 奈良県大和高田市大字市場 地番 510番6 地目 宅地 地積 206.21㎡ 以上登記簿による表示				
公売財産の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公売財産は、近鉄南大阪線「尺土駅」から北東方800m(道路距離) ・画地条件 間口約12.6m、奥行約17.7m ・地積206.21㎡(登記簿) ・環境条件 地勢 概ね平坦 地盤 普通 ・供給処理施設:上下水道 引込可、都市ガス供給エリア内 ・公売財産の画地内には、第三者名義(未登記)の家屋が存在します。 				
利用状況・ 法的規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺利用 北:住宅 南:市管理道路 東:幅員約4mの市道 西:住宅 ・都市計画区域 市街化区域 第1種住居地域 ・建ぺい率 60% 容積率 200% ・高度地区 15m 				
その他 公売条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・公売に参加される方は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・大和高田市は、公売財産の引渡し義務を負いません。物件内の家屋の撤去等は、所有者と協議してください。 ・大和高田市は、瑕疵担保責任を負いません。 				

公告第99号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年9月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事及び消火栓新設工事(昭和町第1工区)
2 工事場所	大和高田市昭和町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年12月27日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年9月27日(金)から平成25年10月1日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監</p>

理室	
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年10月2日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年9月27日(金)から平成25年10月1日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年9月27日(金)から平成25年10月4日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年10月4日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年10月10日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年10月11日(金)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>

15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥11,790,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

公告第100号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年9月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事(吉井第3工区)
2 工事場所	大和高田市吉井地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年12月27日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。 (4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (8) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。 (10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加する

	<p>ことができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年9月27日(金)から平成25年10月1日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年10月2日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年9月27日(金)から平成25年10月1日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年9月27日(金)から平成25年10月4日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年10月4日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年10月10日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平</p>

証金	成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の 日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年10月11日(金)午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の 無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者 の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保 証金	免除します。
17 最低制 限基準比 較価格	¥9,150,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

公告第101号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年9月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事(高砂町他)及び消火栓新設工事(高砂町)
2 工事場所	大和高田市高砂町他地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年12月27日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加 資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。 (4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

	<p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年9月27日(金)から平成25年10月1日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年10月2日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年9月27日(金)から平成25年10月1日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年9月27日(金)から平成25年10月4日(金)まで</p>

	<p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年10月4日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年10月10日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年10月11日(金)午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥8,280,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。</p>

教育委員会

教育委員会告示第16号

大和高田市教育委員会10月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成25年9月26日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村博一

記

- 日時 平成25年10月1日(火)午後2時
- 場所 さざんかホール 4階 会議室
- 議案 第1号 平成25年度教育委員会表彰被表彰者について
- 第2号 第19回大和高田市ふれあい「スポーツ広場」開催要項(案)について
- 第3号 後援願いについて
- 第4号 その他

教育委員会告示第17号

大和高田市教育委員会10月臨時委員会を下記のとおり招集する。

平成25年9月26日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村博一

記

- 日時 平成25年10月1日(火)午後3時30分
- 場所 さざんかホール 4階 会議室
- 議案 第1号 委員長及び委員長職務代理者の選出について
- 第2号 その他

教育委員会告示第18号

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年10月1日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村博一

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示
大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年教育委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「5,500円」を「5,600円」に、「700円」を「710円」に改める。

附 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第36号

平成25年9月2日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成25年9月2日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

- 3分の1の数 19,060人
- 6分の1の数 9,530人
- 50分の1の数 1,144人

選挙管理委員会告示第37号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成25年9月6日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 1 日時 平成25年9月13日(金)午前9時
- 2 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議案 第1号 裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者について
第2号 その他

監査委員
監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定により、平成24年度出資団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成25年9月19日

大和高田市監査委員 吉井保次

泉尾安廣

○平成23年度大和高田市土地開発公社監査結果

第1. 監査の概要

1. 監査の対象 大和高田市土地開発公社
平成24年度出納その他の事務
2. 監査の期間 平成25年7月1日～平成25年7月31日
3. 監査の結果 今回の監査は、平成24年度の決算状況及び財務諸表等の資料、書類について照合、点検及び事情聴取等により実施した。その概要と結果については、次のとおりである。

(注) 文中に用いる金額及び各表中に表示する数値の単位は、原則として小数点以下第2位を四捨五入とした。

第2. 事業の概要

1. 事業の目的

大和高田市土地開発公社(以下「公社」という。)は、公共用地等の取得に対処し、「公有地の拡大の推進に関する法律」を根拠として、大和高田市における公共用地の先行取得、管理、処分等をおこなうことにより、効果的かつ計画的な土地利用を推進し、地域の秩序ある都市整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものである。

なお、公共用地の先行取得として買収した近鉄高田駅北側公共用地の適正な維持管理をおこなうため、営業外事業として臨時有料駐車場を開設しているが、日之出西本町用地等の売却により一時預については、平成23年9月に、浮孔駅北側月極駐車場は平成24年8月に閉鎖した。

2. 設立と沿革

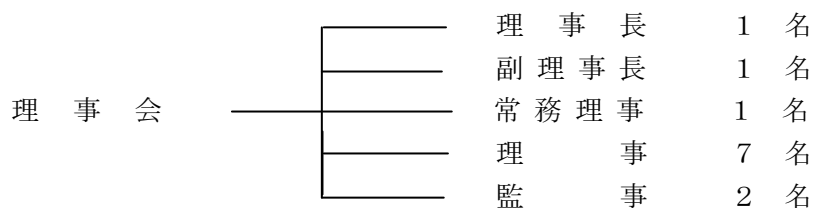
前述の事業を目的として、昭和48年1月31日に奈良県知事の許可を受け、財団法人大和高田市開発公社を組織変更して、特別法人大和高田市土地開発公社を設立したものである。

なお、基本財産500万円は全額大和高田市よりの出資金であり、その事務所は大和高田市役所内に設置されている。

3. 組織

公社の管理組織は、下記のとおり理事会の下に事務局を置き、公社職員数は平成25年3月31日現在、大和高田市からの派遣職員5名をもって構成されている。

(管理組織図)



理事長 — 副理事長 — 常務理事 — 事務局長 — 局長補佐 — 庶務係

4. 事業実施状況

平成24年度の事業実施状況は次のとおりである。

(1) 取得

事業名	面積 (㎡)	売却価格 (円)	備考
本郷・大中線街路事業用地 (南本町)	266.91	19,511,121	
本郷・大中線街路事業用地 (南本町)	117.78	7,090,356	
本郷・大中線街路事業用地 (南本町) 補償費		28,898,000	
本郷・大中線街路事業用地 (南本町)	67.10	4,562,800	
本郷・大中線街路事業用地 (南本町) 補償費		26,207,800	
本郷・大中線街路事業用地 (南本町)	8.00	544,000	
本郷・大中線街路事業用地 (南本町)	21.17	1,439,560	
本郷・大中線街路事業用地 (南本町)	2.62	178,160	
本郷・大中線街路事業用地 (南本町)	1.95	132,600	
合計	485.53	88,564,397	

(2) 売却

事業名	面積 (㎡)	売却価格 (円)	備考
本郷・大中線街路事業用地 (本郷町)	59.83	64,456,046	
本郷・大中線街路事業用地 (本郷町)	28.73	19,675,790	
本郷・大中線街路事業用地 (本郷町、高砂町)	275.74	148,455,973	
本郷・大中線街路事業用地 (本郷町)	134.07	60,444,836	
本郷・大中線街路事業用地 (本郷町)	328.67	34,446,457	
本郷・大中線街路事業用地 (南本町) 補償費		76,888,670	
合計	827.04	404,347,772	

第3. 計数及び預金等の確認

本年度の財務諸表の計数、総勘定元帳、補助簿及び証ひょう書類と照合し、預金については在高証明書により確認したところ、計数は正確であることが認められた。

第4. 財務に関する事務について

財務に関する事務については、適正に処理されていた。

第5. むすび

平成20年度に策定された「土地開発公社経営健全化に関する計画」に沿って、事業用資産の売却が進み資産残高、借入金残高が減少している。平成24年度がこの計画の最終年度となり、計画に基づき公社所有地の買戻しをおこなわれた。今後も公社経営の健全化に努められたい。

資金調達にあたっては、今後とも金融機関等と十分な協議をおこない、低利な資金への借換等更なる調達コストの低減を図られたい。

農業委員会

農業委員会告示第11号

大和高田市農業委員会10月定例委員会を次のとおり招集する。

平成25年9月26日

大和高田市農業委員会

会長 高井信安

日時	平成25年10月10日(木)午後3時
場所	大和高田市役所 3階 東会議室
議案	第1号 農地法第3条第1項について申請の件
	第2号 農地法第5条規定による申請の件
	第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
	第4号 その他